○筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成２９年３月２７日

市規則第１５号

改正　平成３１年４月１日市規則第２２号

令和元年１２月１３日市規則第１９号

筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成１７年市規則第１０９号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成２９年条例第９号。以下「条例」という。）第２８条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（事業区域所有者等の同意）

第３条　条例第３条第２項の規定による事業区域所有者及び事業区域が隣接する土地の所有者（以下「隣接土地所有者」という。）の同意等を得る手続は、事業区域所有者にあっては当該土地の使用の権利等の設定に係る契約の締結（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第５条第１項の規定による許可に係る手続を含む。以下同じ。）等をするものとし、隣接土地所有者にあっては当該隣接土地所有者から土地の埋立て等に係る隣接土地所有者の同意書（様式第１号）を徴するものとする。

２　条例第３条第３項の市規則で定める事業区域の周辺住民の理解を得る手続は、当該事業区域から１００メートル以内の区域にある世帯の代表者及び法人等に対し、文書による説明又は説明会の開催をする方法により行い、理解を得るものとする。

（施工許可の申請）

第４条　条例第７条第１項の規定による申請（以下「施工許可申請」という。）は、土砂等による土地の埋立て等許可申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。この場合において、市長が特に認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

（１）　事業区域の位置図及び周囲１５０メートル以内の土地利用状況図

（２）　事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１４条に規定する地図等の写し

（３）　前条第１項の規定による契約の締結等を証する書類（申請者が事業区域所有者でない場合に限る。）

（４）　請負契約書の写し（申請者が他のものに土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合に限る。）

（５）　申請者の誓約書（様式第３号）又は事業区域所有者の誓約書（様式第３号の２）及び筑西市暴力団排除条例に関する誓約書（様式第３号の３）

（６）　申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合は、法人登記事項証明書）及び印鑑登録証明書

（７）　土地の埋立て等の施工に係る経費等の見積書及び申請者の資力を証する書類又はその写し

（８）　施工管理者の住民票の写し

（９）　土砂等の発生から処分までのフローシート及び土砂等の搬入経路図

（１０）　土地の埋立て等に用いる土砂等に係る発生場所の責任者等が発行する土砂等発生元証明書（様式第４号）

（１１）　土地の埋立て等に用いる土砂等に係る発生場所の位置図、付近状況図、現況平面図及び写真（当該土砂等の写真を含む。）並びに予定容量計算書

（１２）　条例第７条第２項第５号の規定による事業区域及び土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所における土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取調書（様式第５号）及び地質分析結果証明書（様式第６号。計量法（平成４年法律第５１号）第１２２条第１項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。）

（１３）　事業区域における土地の埋立て等を施工する前の現況平面図、現況断面図及び面積計算書

（１４）　事業区域における土地の埋立て等を施工した後の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

（１５）　擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書（擁壁を設置する場合に限る。）

（１６）　条例以外の法令等に基づき申請等を行ったこと又は当該許認可を受けたことを証する書類（土地の埋立て等の施工について当該法令等に基づく許認可等を要する場合（取水又は排水について水路管理者等の同意等が必要な場合を含む。）に限る。）。この場合において、施工許可申請時において当該法令等の申請等を行ったことを証する書類を提出したものについて、当該許認可等があったときは、直ちに、市長に当該許認可等があったことを証する書類を提出しなければならない。

（１７）　土地の埋立て等に係る隣接土地所有者の同意書（様式第１号）

（１８）　第３条第２項の規定による文書又は住民説明会に係る出席者数、主要な発言その他当該説明会の内容について必要と認める事項を記載した書類

（１９）　埋蔵文化財の所在の有無に関する筑西市教育委員会の回答書の写し

（２０）　前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

２　前項第１２号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。この場合において、当該土壌の調査の費用は、施工者の負担とする。

（１）　試料とする土砂等（以下「試料」という。）の採取は、事業区域にあっては次の表の左欄の面積の区分に応じ、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所にあっては同表中欄に掲げる面積の区分に応じ、同表右欄に定める区画に等分して行うこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３，０００平方メートル未満 | ３，０００平方メートル未満 | １ |
| ３，０００平方メートル以上  ５，０００平方メートル未満 | ３，０００平方メートル以上  ６，０００平方メートル未満 | ２ |
|  | ６，０００平方メートル以上  ９，０００平方メートル未満 | ３ |
|  | ９，０００平方メートル以上  １２，０００平方メートル未満 | ４ |
|  | １２，０００平方メートル以上  １５，０００平方メートル未満 | ５ |
|  | １５，０００平方メートル以上 | １０ |

（２）　試料の採取は、事業区域及び土砂等の発生場所の地質の状況を適正に把握するために適当と認める地点で行うものとし、前号の規定により事業区域及び土砂等の発生場所を等分したそれぞれの区画の中央の地点を交点として直角に交わる二の直線について、当該各直線上における当該中央の地点及び当該区画の境界の地点並びにこれら以外の任意の四の地点で行い、かつ、全ての地点において等量とすること。

（３）　前号の規定により採取した試料は、等分した区画ごとにつき混合し、及び一の試料とすること。

（４）　前号の規定により作成した試料の分析は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第４６号）に準じ、別表第１の左欄に掲げる物質等の区分に応じ、同表右欄に定める測定方法により行うこと。

（施工許可等）

第５条　市長は、施工許可申請があった場合は、本市の土地の埋立て等審査会に意見を求めなければならない。

２　市長は、施工許可又は不許可について決定したときは、土地の埋立て等の許可・不許可決定通知書（様式第７号）により申請者に通知しなければならない。

（公共的団体）

第６条　条例第７条第１項第１号の市規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

（１）　東日本高速道路株式会社、都市再生機構、日本下水道事業団及び中小企業総合事業団

（２）　土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１０条第１項の規定により認可された土地改良区及び同法第７７条第２項の規定による認可を受けた土地改良区連合

（３）　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１４条第１項の規定により認可を受けた土地区画整理組合

（４）　地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）に基づき設立された地方住宅供給公社

（５）　地方道路公社法（昭和４５年法律第８２号）に基づき設立された地方道路公社

（６）　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）第１０条第１項の規定により設立された土地開発公社

（７）　独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人

（８）　国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人

（９）　前各号に掲げるもののほか地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力を有する者として市長が認めるもの

２　前項第９号の規定による市長の認定を受けようとする者は、土壌汚染又は災害発生防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　定款

（２）　法人の登記事項証明書及び印鑑登録証明書

（３）　直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

（適用除外となる他の法令による許可等）

第７条　条例第７条第１項第２号の市規則で定めるものは、次に掲げる土地の埋立て等とする。

（１）　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の規定による許可、同法第３４条の２第１項の規定による協議、同法第３５条の２第１項の規定による変更の許可、同法第４１条第２項ただし書の規定による許可、同法第４２条第１項ただし書の規定による許可（同条第２項の規定により許可があったものとみなす場合を含む。）、同法第４３条第１項の規定による許可（同条第３項の規定により許可があったものとみなす場合を含む。）、同法第５２条の２第１項の規定による許可（同法第５７条の３第１項において準用する場合を含む。）、同法第５３条第１項の規定による許可又は都市計画法施行規則（昭和４４年建設省令第４９号）第６０条の規定による証明書の交付を受けて行うもの（いずれの場合においても当該許可等に係る敷地の面積が５００平方メートル以下のものに限る。）

（２）　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による確認を受けて行う次に掲げるもの

ア　自己の居住又は使用の用に供する住宅の建築

イ　建築物の増築又は改築（当該建築物の敷地について区画形質の変更がないものに限る。）

（３）　採石法（昭和２５年法律第２９１号）第３３条の規定による認可を受けた採取計画に基づくもの

（４）　砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）第１６条の規定による認可を受けた採取計画に基づくもの

（５）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条第１項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第１５条第１項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行うもの

（６）　土地区画整理法第７６条第１項の規定による許可により行うもの

（７）　道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２４条の規定による承認又は同法第３２条第１項若しくは第９１条第１項の規定による許可により行うもの

（８）　都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第６条第１項の規定による許可により行うもの

（９）　河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２４条、第２７条第１項、第５５条第１項、第５７条第１項、第５８条の４第１項又は第５８条の６第１項の規定による許可により行うもの

（１０）　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第７条第１項の規定による許可により行うもの

（１１）　農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１５条の２第１項の規定による許可により行うもの

（１２）　農地法施行規則（昭和２７年農林省令第７９号）第２９条第１号の規定に該当するもの

（１３）　筑西市法定外公共物管理条例（平成１７年条例第１５８号）第４条第１項の規定による許可により行うもの

（平３１市規則２２・一部改正）

（適用除外となる土地の埋立て等）

第８条　条例第７条第１項第４号の市規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げるものとする。

（１）　土地の埋立て等を施工する前から事業区域内に存する土砂等により行うもの

（２）　運動場、駐車場その他の施設（農地を除く。）の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行うもの

（３）　宅地内において当該宅地に居住する者が庭の造成又は管理のために行うもの

（物質等の基準）

第９条　条例第７条第２項第５号の市規則で定める基準は、別表第１の左欄に掲げる物質等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる基準値（法令等により当該事業区域に係る土壌の検査（以下「土壌検査」という。）又はこれに類する検査等に係る基準を定めるものを除く。）とする。

２　前項の場合において、市長は、筑西市農業委員会が、事業区域が農地法第２条第１項に規定する農地のうち相当の期間において肥培管理されているものであって次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、土壌検査を省略することができる。

（１）　直近の３年間において、継続して収穫又は土壌の肥沃化を目的とした作物の栽培が行われたことを証する書類の提出があるもの

（２）　農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第３５条による調査により、直近の３年間において収穫又は土壌の肥沃化を目的とした作物の栽培が行われたことが確認されるもの

（施工に係る基準）

第１０条　条例第７条第２項第６号に規定する市規則で定める技術上の基準は、別表第２に定めるとおりとする。

２　条例第７条第２項第７号に規定する市規則で定める基準は、別表第３に定めるとおりとする。

（申請者の要件）

第１１条　条例第７条第２項第９号クに規定する市規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　精神の機能の障害により、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（２）　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（３）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

（４）　土地の埋立て等その他これに類する事業又は行為により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

（地位の承継の届出）

第１２条　条例第８条第２項の規定による届出は、土地の埋立て等に係る地位承継届出書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（１）　承継の事実を証する書類

（２）　承継者の住民票の写し（承継者が法人の場合は、法人登記事項証明書）

（３）　第４条第１項第５号に規定する誓約書

（開始の届出）

第１３条　条例第１０条の規定による届出は、土地の埋立て等の施工開始届出書（様式第１０号）により行うものとする。

（標識の掲示等）

第１４条　条例第１２条第１項の規定による標識の掲示は、土地の埋立て等に関する標識（様式第１１号）により行わなければならない。

２　条例第１２条第２項に規定する境界を明らかにする表示は、次の表の左欄に掲げる土地の埋立て等の区分に応じ、同表右欄に定めるものによるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の埋立て等（一時的な堆積に係るものを除く。） | 末口９センチメートル以上及び高さは地表面１メートル以上とし、先端及びその下１０センチメートル以上の範囲まで赤色に塗布したくい |
| 土地の埋立て等（一時的な堆積に係るものに限る。） | 容易に視認できるくい等 |

（土砂等の搬入量の報告）

第１５条　条例第１３条の規定による報告は、土地の埋立て等を開始した日（以下「施工開始日」という。）から３月を経過する日の属する月の末日を基準日とし、当該基準日における土砂等の搬入量について、当該基準日から７日以内に土砂等の搬入量報告書（様式第１２号）により行うものとする。

２　前項の報告は、当該基準日から３月を経過する日ごとにおいて前項の規定と同様に行わなければならない。

（土壌検査等の報告）

第１６条　条例第１４条第１項に規定する土壌検査等は、施工開始日から６月を経過する日の属する月の末日（条例第１８条第２項の規定による廃止の届出又は条例第１９条第１項の規定による完了の届出を行ったときは、市長が指定する日）を基準日とし、当該基準日の前後５日の範囲において市長の指名する市職員の立会いにより、第４条第２項に規定する方法により行わなければならない。この場合において、当該土壌検査等の費用は、施工者の負担とする。

２　前項の土壌検査等は、当該基準日から６月を経過する日ごとにおいて前項の規定と同様に行わなければならない。

３　条例第１４条第１項の規定による報告は、土壌調査試料採取調書（様式第５号）に次に掲げる書類等を添えて行うものとする。

（１）　試料を採取した地点の位置図及び現場写真

（２）　試料の地質分析結果証明書（様式第６号）

４　条例第１４条第２項の規定による土壌検査等及びその報告は、第１項及び前項の例により行うものとする。

（帳簿の記載等）

第１７条　条例第１５条に規定する帳簿は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第１３号）とする。

２　条例第１５条の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　土地の埋立て等の施工者の氏名又は名称（施工者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

（２）　事業区域の位置及び面積

（３）　帳簿に記録する者の氏名

（４）　土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入の時刻、当該搬入する車両の登録番号及び事業区域からの退出の時刻、土砂等を搬入する事業者等の氏名又は名称並びに搬入する車両の数量及び運転者氏名

（５）　土地の埋立て等の施工に係る作業の内容

（６）　前各号に掲げるもののほか天候その他土地の埋立て等の施工に必要な事項

３　前項の事項の記録は、同項第３号から第６号までに掲げる事項について、施工期間中毎日行わなければならない。

（関係書類の閲覧等）

第１８条　条例第１６条の規定による閲覧は、次に掲げる書類を事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所において整備及び保管をし、施工許可の日から条例第１８条の規定により廃止し、若しくは条例第１９条の規定により完了し、又は条例第２１条の規定により施工許可が取消しとなった日から５年を経過する日まで行うものとする。

（１）　条例第１０条の規定により市長に提出した届出書の写し

（２）　条例第１３条及び第１４条の規定により市長に提出した報告書の写し

（３）　条例第１５条の規定により整備した帳簿又はその写し

（４）　条例第１７条第１項の規定により市長に提出した申請書又は同条第３項の規定により市長に提出した届出書の写し

（５）　条例第１８条第１項及び第５項の規定により市長に提出した届出書の写し

（６）　条例第１９条第１項の規定により市長に提出した届出書の写し

（７）　条例第２３条第１項の規定により市長に提出した報告書の写し

（変更の許可申請等）

第１９条　条例第１７条第１項の規定による許可を受けようとする施工者は、土地の埋立て等の変更許可申請書（様式第１４号）に第４条第１項に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

２　条例第１７条第１項ただし書の市規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

（１）　施工許可に係る事業区域の面積を縮小しようとするとき。

（２）　土地の埋立て等に用いる土砂等の量を減少しようとするとき。

（３）　施工期間を短縮しようとするとき。

３　条例第１７条第３項の規定による届出は、土地の埋立て等の軽微な変更届出書（様式第１５号）に次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添えて行うものとする。

（１）　当該変更後の第４条第１項第１１号に掲げる書類のうち現況平面図及び写真（当該土砂等の写真を含む。）並びに予定容量計算書

（２）　当該変更後の第４条第１項第１４号に掲げる書類

（変更許可の通知）

第２０条　市長は、変更許可に係る申請があった場合は、第５条第１項に規定する審査会に意見を求めなければならない。

２　市長は、変更許可をし、又は許可をしない場合は、土地の埋立て等に係る変更許可・不許可決定通知書（様式第１６号）により施工者に通知するものとする。

（廃止等の届出等）

第２１条　条例第１８条第１項の規定による届出は、土地の埋立て等廃止（休止）届出書（様式第１７号）により行うものとする。

２　条例第１８条第５項の規定による届出は、土地の埋立て等再開届出書（様式第１８号）により行うものとする。

（完了の届出）

第２２条　条例第１９条第１項の規定による届出は、土地の埋立て等完了届出書（様式第１９号）を市長に提出して行わなければならない。

（許可の取消し）

第２３条　条例第２１条第１項の規定による許可の取消しは、土地の埋立て等許可取消決定通知書（様式第２０号）により行うものとする。

（身分証明書の様式）

第２４条　条例第２４条第２項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第２１号）によるものとする。

（事業区域所有者による施工の状況の把握）

第２５条　条例第２５条第１項の規定による事業区域所有者が行う土地の埋立て等の施工の状況の把握は、事業区域所有者が当該施工期間において２週当たり１回以上行うものとし、当該土地の埋立て等の施工の状況が、締結した契約等の土地の埋立て等の内容に違反していないこと及び当該事業区域においていっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害が発生し、若しくは土壌の汚染が発生し、又はこれらのおそれがないことを確認するものとする。

（公表）

第２６条　条例第２６条第１項の規定による市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　土地の埋立て等を行った場所

（２）　土地の埋立て等を行った期間

（３）　土地の埋立て等を行った面積

２　条例第２６条第１項の規定による公表は、筑西市公告式条例（平成１７年条例第１４号）第２条第２項に規定する掲示板に掲示する方法、市が発行する広報紙に掲載する方法その他事実の周知について市長が適当と認める方法により行うものとする。

３　条例第２６条第２項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載するものとする。

（１）　当該公表に係る意見を聴く機会の日時及び場所

（２）　前号の機会に先立ち当該公表に係る意見を記載した文書を市長に提出する場合にあっては、その期限

（３）　当該公表の予定日

（４）　前３号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（書類の提出部数）

第２７条　条例及びこの規則により市長に提出する書類は、正副各１部とする。

（補則）

第２８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２９年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成３１年市規則第２２号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３１年７月１日から施行する。

附　則（令和元年市規則第１９号）

この規則は、令和元年１２月１４日から施行する。

別表第１（第４条、第９条関係）

（平３１市規則２２・一部改正）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準値 | 測定方法 |
| カドミウム | 検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下 | 日本産業規格K０１０２（以下「JIS―K０１０２」という。）の５５に定める方法 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | JIS―K０１０２の３８に定める方法（JIS―K０１０２の３８．１．１及び３８の備考１１に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和４６年環境庁告示第５９号。以下「昭和４６年環境庁告示第５９号」という。）付表１に掲げる方法 |
| 有機 | 検液中に検出されないこと。 | 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境庁告示第６４号。以下「昭和４９年環境庁告示第６４号」という。）付表１に掲げる方法又はJIS―K０１０２の３１．１に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和４９年環境庁告示第６４号付表２に掲げる方法） |
| 鉛 | 検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下 | JIS―K０１０２の５４に定める方法 |
| 六価クロム | 検液１リットルにつき０．０５ミリグラム以下 | JIS―K０１０２の６５．２（JIS―K０１０２の６５．２．７を除く。）に定める方法（同６５．２．６に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K０１７０―７の７のa）又はb）に定める操作を行うものとする。） |
| 素 | 検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下、かつ、埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料１キログラムにつき１５ミリグラム未満 | 検液中濃度に係るものにあっては、JIS―K０１０２の６１に定める方法、農用地に係るものにあっては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和５０年総理府令第３１号）に定める方法 |
| 総水銀 | 検液１リットルにつき０．０００５ミリグラム以下 | 昭和４６年環境庁告示第５９号付表２に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | 昭和４６年環境庁告示第５９号付表３及び昭和４９年環境庁告示第６４号付表３に掲げる方法 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 | 昭和４６年環境庁告示第５９号付表４に掲げる方法 |
| 銅 | 埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料１キログラムにつき１２５ミリグラム未満 | 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和４７年総理府令第６６号）に定める方法 |
| ジクロロメタン | 検液１リットルにつき０．０２ミリグラム以下 | 日本産業規格K０１２５（以下「JIS―K０１２５」という。）の５．１、５．２又は５．３．２に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 検液１リットルにつき０．００２ミリグラム以下 | JIS―K０１２５の５．１、５．２、５．３．１、５．４．１又は５．５に定める方法 |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 検液１リットルにつき０．００２ミリグラム以下 | 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成９年環境庁告示第１０号）付表に掲げる方法 |
| １，２―ジクロロエタン | 検液１リットルにつき０．００４ミリグラム以下 | JIS―K０１２５の５．１、５．２、５．３．１又は５．３．２に定める方法 |
| １，１―ジクロロエチレン | 検液１リットルにつき０．１ミリグラム以下 | JIS―K０１２５の５．１、５．２又は５．３．２に定める方法 |
| １，２―ジクロロエチレン | 検液１リットルにつき０．０４ミリグラム以下 | シス体にあってはJIS―K０１２５の５．１、５．２又は５．３．２に定める方法、トランス体にあってはJIS―K０１２５の５．１、５．２又は５．３．１に定める方法 |
| １，１，１―トリクロロエタン | 検液１リットルにつき１ミリグラム以下 | JIS―K０１２５の５．１、５．２、５．３．１、５．４．１又は５．５に定める方法 |
| １，１，２―トリクロロエタン | 検液１リットルにつき０．００６ミリグラム以下 | JIS―K０１２５の５．１、５．２、５．３．１、５．４．１又は５．５に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 検液１リットルにつき０．０３ミリグラム以下 | JIS―K０１２５の５．１、５．２、５．３．１、５．４．１又は５．５に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下 | JIS―K０１２５の５．１、５．２、５．３．１、５．４．１又は５．５に定める方法 |
| １，３―ジクロロプロペン | 検液１リットルにつき０．００２ミリグラム以下 | JIS―K０１２５の５．１、５．２又は５．３．１に定める方法 |
| チウラム | 検液１リットルにつき０．００６ミリグラム以下 | 昭和４６年環境庁告示第５９号付表５に掲げる方法 |
| シマジン | 検液１リットルにつき０．００３ミリグラム以下 | 昭和４６年環境庁告示第５９号付表６の第１又は第２に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 検液１リットルにつき０．０２ミリグラム以下 | 昭和４６年環境庁告示第５９号付表６の第１又は第２に掲げる方法 |
| ベンゼン | 検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下 | JIS―K０１２５の５．１、５．２又は５．３．２に定める方法 |
| セレン | 検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下 | JIS―K０１０２の６７．２、６７．３又は６７．４に定める方法 |
| ふっ素 | 検液１リットルにつき０．８ミリグラム以下 | JIS―K０１０２の３４．１（JIS―K０１０２の３４の備考１を除く。）若しくは３４．４（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約２００ミリリットルに硫酸１０ミリリットル、りん酸６０ミリリットル及び塩化ナトリウム１０グラムを溶かした溶液とグリセリン２５０ミリリットルを混合し、水を加えて１，０００ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K０１７０―６の６図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又はJIS―K０１０２の３４．１．１c）（注（２）第３文及びJIS―K０１０２の３４の備考１を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和４６年環境庁告示第５９号付表７に掲げる方法 |
| ほう素 | 検液１リットルにつき１ミリグラム以下 | JIS―K０１０２の４７．１、４７．３又は４７．４に定める方法 |
| １，４―ジオキサン | 検液１リットルにつき０．０５ミリグラム以下 | 昭和４６年環境庁告示第５９号付表８に掲げる方法 |
| 水素イオン濃度指数 | ４以上９未満 | 地盤工学会基準JGS０２１１―２００９「土懸濁液のPH試験方法」 |

備考

（１）　基準値のうち検液中濃度に係るものにあっては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第４６号）別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

（２）　基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

（３）　有機とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

（４）　１，２ジクロロエチレンの濃度は、JIS―K０１２５の５．１、５．２又は５．３．２により測定されたシス体の濃度とJIS―K０１２５の５．１、５．２又は５．３．１により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第２（第１０条関係）

技術上の基準

１　土地の埋立て等の施工以前（以下「施工前」という。）の事業区域の地盤に滑りやすい土質又は石質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないよう、くい打ち、土の置換えその他の措置を講じること。

２　事業区域が著しく傾斜している場合は、施工前の事業区域の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等の接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の傾斜面に段切り等の措置を講じること。

３　土地の埋立て等の高さは、原則として、施工前の事業区域の地表面から２．５メートルを超えない範囲とし、かつ、隣接する全ての土地（以下「隣接地」という。）の地表面と比較して５０センチメートル以上高くならないものであること。

４　土地の埋立て等（堆積を除く。）においては、原則として、隣接地との境界に法面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）を設置すること。

５　擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和３７年政令第１６号）第６条から第１０条までの規定に適合すること。

６　土砂等の堆積を行う場合は、隣接地との保安距離を２メートル以上確保すること。

７　事業区域が著しく傾斜し、又は隣接地との段差が甚だしい場合は、必要に応じて法面を設置するものとし、当該法面に、幅が１メートル以上であって一の段における水平面に対して垂直の高さ（以下「直高」という。）が隣接する段と比較して１メートルの範囲を超えない上面が平坦な小段を設け、かつ、当該小段及び法面に、雨水等による法面の崩壊を防止するための排水施設を設置すること。

８　第４項及び前項の規定による法面は、直高１メートルに対する水平距離が１．８メートル以上の勾配とし、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置を講じること。

９　土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊を生じさせないために、直高が３０センチメートルを超えない範囲ごとに十分な敷きならし、締固めその他の措置を講じること。

１０　事業区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植栽その他土砂等の飛散防止のための措置を講じること。

別表第３（第１０条関係）

生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する基準

|  |  |
| --- | --- |
| 施工管理体制 | １　土地の埋立て等の適正な施工のために必要な資格、識見等を有する施工管理者が常駐していること。  ２　土地の埋立て等の施工期間中、人身を損傷し、若しくは物品を破損する事故又は災害が発生した場合に市その他関係各機関に速やかに連絡できる体制を整備し、かつ、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。  ３　事業区域の出入口は、原則として、１か所とし、事業区域に人がみだりに立ち入ることを防止するための対策を講じること。  ４　事業区域は、事業区域内の状況等が外部から容易に目視できる状態とすること。  ５　事業区域への土砂等の搬入は、原則として、筑西市の休日を定める条例（平成１７年条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日（土曜日を除く。）以外の日の午前８時から午後５時までとする。 |
| 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策 | １　粉じんについては、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を順守すること。  ２　必要に応じて事業区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。  ３　必要に応じて事業区域内に外部からの雨水等が流入するのを防止できる開その他の設備を設けること。  ４　事業区域内から外部に雨水等が流出し、隣接地等に雨水等が滞水するおそれがある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。 |
| 騒音及び振動の防止対策 | １　騒音に関する規制基準については、騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）に規定する特定建設作業に準ずること。  ２　振動に関する規制基準については、振動規制法（昭和５１年法律第６４号）に規定する特定建設作業に準ずること。 |
| 交通安全対策 | １　土地の埋立て等に使用する土砂等の運搬に係る経路の設定、事業区域への出入に使用する取付け道路の設置その他道路の使用に係る事項については、道路管理者と協議のうえ、道路管理者の指示に従うこと。  ２　土砂等の搬出入に伴う事業区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。  ３　搬入経路が通学路に当たるときは、市教育委員会と協議のうえ、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講じること。  ４　他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置、安全施設の設置等の措置を講じること。  ５　土砂等を搬入する大型自動車は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（昭和４２年法律第１３１号）の規定によるものに限るものとし、過積載をしないこと。 |
| その他の対策 | １　事業区域の周辺住民の生活環境、健康及び財産を保全し、又はこれらに被害を及ぼすことがないよう必要な措置を講じること。  ２　必要に応じて事前調査等を行い、事業区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水等に影響を及ぼし、又は機能を阻害させるおそれがある場合は、これを防止する措置を講じること。 |

様式第１号（第３条、第４条関係）

（表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の埋立て等に係る隣接土地所有者の同意書 | | | | |
| 年　　月　　日  （申請者）  　　　　　様  （隣接土地所有者）住　　所  氏　　名　　　　　　　　　印  電話番号  申請者が土地の埋立て等を行うことについて、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第３条第２項の規定により、次のとおり同意します。  また、同意に当たっては、申請者から　　　　年　　月　　日に裏面に記載のある事項について説明を受け、その内容を確認しました。 | | | | |
| 事業区域の位置 | 筑西市 | | | |
| 同意の期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで | | | |
|  | 土地の所在 | 地目 | 登記面積 | 備　　考 |
| 同意に係る隣接 |  |  | ㎡ |  |
| する土地の一覧 |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  | ㎡ |  |

(注)　隣接する土地について同意の期間が一筆ごとに異なる場合は、同意に係る隣接する土地の一覧の項の備考欄に同意期間をそれぞれ記載すること。

|  |
| --- |
| 上記について同意したことを証するため、署名押印します。  年　　月　　日  隣接土地所有者　氏名　　　　　　　　　印 |

（裏）

|  |
| --- |
| 同意に係る事項  ⑴　事業者の氏名及び住所（事業者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  ⑵　土地の埋立て等の施工を請け負う者の氏名及び住所（当該請け負う者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）（申請者が他のものに土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合に限る。）  ⑶　土地の埋立て等の目的  ⑷　事業区域の位置  ⑸　事業区域の面積  ⑹　土地の埋立て等を行う期間  ⑺　土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者  ⑻　土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所  ⑼　土地の埋立て等に用いる土砂等の数量及び土地の埋立て等の高さ  ⑽　土地の埋立て等の施工に関する計画  ⑾　事業区域の周辺地域の土壌の汚染及び災害の発生防止並びに自然環境及び生活環境の保全に関する計画  ⑿　土砂等の搬出入経路  ⒀　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

様式第２号（第４条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土砂等による土地の埋立て等許可申請書 | | | | | | | | |
| 年　　月　　日  筑西市長　　様  （申請者）住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　印  電話番号  筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第７条第１項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | | | | | | |
| 土地の埋立て等の種別 | | | □　埋立て　　　□　盛土　　　□　堆積 | | | | | |
| 事業区域の土地の明細 | | | | | | | | |
| 土地の表示 | | 地目 | | | 実測面積 　　　(㎡) | 土地所有者の 住所及び氏名 | 都市計画法の 区分・用途名 | 備考 |
| 所在 | 地番 | 登記 | | 現況 |
|  |  |  | |  |  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  |  |  |  |
| 合計　　　　　　筆 | | | | |  |  | | |
| 土地の埋立て等の目的等施工に係る計画について | | | 別紙事業計画書のとおり | | | | | |
| 備　　考 | | |  | | | | | |

(注)　土地の埋立て等の種別は、該当する□にレ点を記入こと。

別紙

事業計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の埋立て等の目的 | |  |
| 施工期間 | | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
|  | 土砂等の 発生場所 |  |
| 土地の埋 | 発生場所の 土地所有者 |  |
| 立て等に | 土砂等の発生に 係る事業を行う者 |  |
| 使用する | 土砂等の搬入を 行う者 |  |
| 土砂等に | 全体の搬入量 |  |
| 係る事項 | １日当たりの 最大搬入量 |  |
|  | １日当たりの 車両台数 |  |
| 土地の埋立て等に使用する機械の種類及び台数 | |  |
| 施工に係る人数、 時間等工事の概要 | |  |
| 防災、雨水等の対策 | |  |
| 生活環境の保全対策 | |  |
| 土地の埋立て等の終了 後の事業区域の用途 | |  |
| 住民説明会の開催日、 開催場所等 | |  |

様式第３号（第４条関係）

申請者の誓約書

１　土地の埋立て等の施工において、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）及び筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）の規定を厳守することを誓約します。

２　土地の埋立て等の施工について疑義がある場合又は条例及び施行規則の規定に反する行為を行っている等の指摘を受けたときは、市長の指示に従うことを誓約します。

年　　月　　日

筑西市長　　様

（申請者）住所（所在）

氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　　　印

電話番号

様式第３号の２（第４条関係）

事業区域所有者の誓約書

１　土地の埋立て等について、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）の規定による土地所有者及び事業区域所有者の責務を確実に実施することを誓約します。

２　土地の埋立て等において、事業区域内にある土砂等は全て事業区域所有者である私の所有にあることを確認し、当該土砂等を検査等に必要な範囲内で試料として市長に提供することを誓約します。

３　前２項に掲げるもののほか、土地の埋立て等について疑義がある場合又は条例及び筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）の規定に反する行為を行っている等の指摘を受けたときは、市長の指示に従うことを誓約します。

年　　月　　日

筑西市長　　様

（事業区域所有者）住所（所在）

氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　　　印

電話番号

様式第３号の３（第４条関係）

筑西市暴力団排除条例に関する誓約書

私は、筑西市暴力団排除条例第２条第３号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

この誓約の内容に相違する事実が判明した場合は、当該この誓約の内容に相違する事実に関して筑西市が行う一切の措置等について、不服の申立て等を行いません。

また、筑西市が必要と認める場合は、私に関する事項について茨城県警察本部に照会することを承諾します。

年　　月　　日

筑西市長　　様

（申請者）住所（所在）

氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　　　印

電話番号

（事業区域所有者）住所（所在）

氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　　　印

電話番号

様式第４号（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂等発生元証明書 | |
| 年　　月　　日  筑西市長　　様  （土砂等を発生させる者）  住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　印  電話番号  筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第７条第１項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の事業施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物ではないことを証明します。 | |
| 事業名 |  |
| 事業施工場所 |  |
| 事業の発注者 | 住所（所在）  氏名（名称及び代表者名） |
| 事業の施工期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 事業に係る 土砂等の発生量 | ㎥（うち処分契約量　　　　　　　㎥） |
| 今回の証明に係る 土砂等の発生量 | ㎥ |
| 発生する土砂等の区分 |  |
| 土砂等の運搬契約者 | 住所（所在）  氏名（名称及び代表者名） |
| 発生土砂等の 最終処分事業者 | 住所（所在）  氏名（名称及び代表者名） |

(注)　発生する土砂等の区分は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１の区分を記載すること。

様式第５号（第４条、第１６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 土壌調査試料採取調書 | |
| 年　　月　　日  筑西市長　　様  （採取者）住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　印  電話番号  筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第７条第２項第５号に規定する土壌調査の試料を採取したので、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第４条第１項第１２号の規定により、次のとおり提出します。 | |
| 検体番号 |  |
| 採取者 |  |
| 採取年月日 |  |
| 採取場所 |  |
| 採取日の天候 |  |
| 採取深度 |  |
| 備　　考 |  |

(注)　検体番号の欄には、この調書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号等を記載すること。

様式第６号（第４条、第１６条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地質分析結果証明書 | | | | | | | | | |
| 年　　月　　日  筑西市長　　様  分析機関名  代表者　　　　　　　　　　　　印  所在地  電話番号  環境計量士　　　　　　　　　　印  年　　月　　日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第４６号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり証明します。　（検体番号　　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
| 項目 | | | 単位 | 測定値 | 基準値 | 測定方法 | | | |
| カドミウム | | | mg／l |  | 0.01 | JIS-K0102の55 | | | |
| 全シアン | | | mg／l |  | 不検出 | JIS-K0102の38(38.1.1、38の備考11を除く。)、昭和46環告第59号付表１ | | | |
| 有機 | | | mg／l |  | 不検出 | 昭和49環告第64号付表1、JIS-K0102の31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49環告第64号付表2) | | | |
| 鉛 | | | mg／l |  | 0.01 | JIS-K0102の54 | | | |
| 六価クロム | | | mg／l |  | 0.05 | JIS-K0102の65.2(65.2.7を除く。65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、JIS-K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行う。) | | | |
| 素 | | | mg／l |  | 0.01 | JIS-K0102の61 | | | |
| 総水銀 | | | mg／l |  | 0.0005 | 昭和46環告第59号付表2 | | | |
| アルキル水銀 | | | mg／l |  | 不検出 | 昭和46環告第59号付表3、昭和49環告第64号付表3 | | | |
| PCB | | | mg／l |  | 不検出 | 昭和46環告第59号付表4 | | | |
| ジクロロメタン | | | mg／l |  | 0.02 | JIS-K0125の5.1、5.2、5.3.2 | | | |
| 四塩化炭素 | | | mg／l |  | 0.002 | JIS-K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 | | | |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | | | mg／l |  | 0.002 | 平成9環告第10号付表 | | | |
| 1,2-ジクロロエタン | | | mg／l |  | 0.004 | JIS-K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.3.2 | | | |
| 1,1-ジクロロエチレン | | | mg／l |  | 0.1 | JIS-K0125の5.1、5.2、5.3.2 | | | |
| 1,2-ジクロロエチレン | | | mg／l |  | 0.04 | シス体にあってはJIS-K0125の5.1、5.2、5.3.2、トランス体にあってはJIS-K0125の5.1、5.2、5.3.1 | | | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | | | mg／l |  | 1 | JIS-K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 | | | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | | | mg／l |  | 0.006 | JIS-K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 | | | |
| トリクロロエチレン | | | mg／l |  | 0.03 | JIS-K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 | | | |
| テトラクロロエチレン | | | mg／l |  | 0.01 | JIS-K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 | | | |
| 1,3-ジクロロプロペン | | | mg／l |  | 0.002 | JIS-K0125の5.1、5.2、5.3.1 | | | |
| チウラム | | | mg／l |  | 0.006 | 昭和46環告第59号付表5 | | | |
| シマジン | | | mg／l |  | 0.003 | 昭和46環告第59号付表6第1、第2 | | | |
| チオベンカルブ | | | mg／l |  | 0.02 | 昭和46環告第59号付表6第1、第2 | | | |
| ベンゼン | | | mg／l |  | 0.01 | JIS-K0125の5.1、5.2、5.3.2 | | | |
| セレン | | | mg／l |  | 0.01 | JIS-K0102の67.2、67.3、67.4 | | | |
| ふっ素 | | | mg／l |  | 0.8 | JIS-K0102の34.1（34の備考1を除く。）、34.4、34.1.1c)（注⑵第3文及び34の備考1を除く。）、昭和46環告第59号付表7 | | | |
| ほう素 | | | mg／l |  | 1 | JIS-K0102の47.1、47.3、47.4 | | | |
| 1,4-ジオキサン | | | mg／l |  | 0.05 | 昭和46環告第59号付表8 | | | |
| 農用地  (田に限る。) | | 素 | mg／kg |  | 15 | 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条 | | |  |
| 銅 | mg／kg |  | 125 | 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条 | | | 含有 試験 |
| 水素イオン濃度指数 | | | ― |  | 4以上 9未満 | 地盤工学会基準JGS0211―200＊「土懸濁液のpH試験方法」 | | |  |
| 検体の性状 | | | 形状 |  | 色 |  | におい |  | |
| 備考 |  | | | | | | | | |

(注)　「昭和４６環告第５９号」は、水質汚濁に係る環境基準（昭和４６年環境庁告示第５９号）を、「昭和４９環告第６４号」は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境庁告示第６４号）を、「平成９環告第１０号」は、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成９年環境庁告示第１０号）をいう。

様式第７号（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

土地の埋立て等の許可・不許可決定通知書

（申請者）

　　　　　　様

筑西市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった土地の埋立て等については、次のとおり　許可　・

不許可　することと決定したので、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第５条第２項の規定により、通知します。

１　許可に係る事項

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の埋立て等の目的 |  |
| 事業区域の位置及び面積 |  |
| 施工期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 許可の条件 |  |
| 備　　考 |  |

２　不許可に係る事項

|  |  |
| --- | --- |
| 不許可の理由 |  |
| 備　　考 |  |

（教示）

この決定に対する審査請求及び取消訴訟の提起に係る教示については、別紙のとおりです。

様式第８号（第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土壌汚染又は災害発生防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書 | | | | | |
| 年　　月　　日  筑西市長　様  （事業者）所　　在  名　　称  代表者名　　　　　　　　　印  電話番号  筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第６条第２項の規定により、次のとおり申請します。 | | | | | |
| 資本金、基本財産その他これらに準ずるものの出資金の総額 | | 円（　　　　年　　月　　日現在） | | | |
| 上記のうち、国又は地方公共団体の出資金額 | | | | | |
| 国又は地方公共団体名 | 出資金額 | | | 出資金の総額に対する割合 | |
|  | 円 | | | ％ | |
|  | 円 | | | ％ | |
|  | 円 | | | ％ | |
| 合　計 | 円 | | | ％ | |
| 土地の埋立て等の実績 | | | | | |
| 土地の埋立て等を実施した場所 | | | 法令等の許認可の 年月日及び番号 | | 着手及び完了の年月 |
|  | | | 年　　月　　日 第　　　　　号 | | 年　　月着手 年　　月完了 |
|  | | | 年　　月　　日 第　　　　　号 | | 年　　月着手 年　　月完了 |

添付書類

⑴　定款

⑵　法人の登記事項証明書及び印鑑登録証明書

⑶　直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

様式第９号（第１２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の埋立て等に係る地位承継届出書 | |
| 年　　月　　日  筑西市長　　様  （承継者）住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　印  電話番号  筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例による許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第８条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。 | |
| 許可を受けた年月日及び許可の番号 | 年　　月　　日　　　指令　　　第　　　号 |
| 承継前の許可を 受けた者 | 住所  氏名 |
| 承継の理由 |  |
| 承継年月日 | 年　　月　　日 |
| 添付書類 | □　承継の事実を証する書類 |
| 備　　考 |  |

(注)　承継前の許可を受けた者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第１０号（第１３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の埋立て等の施工開始届出書 | |
| 年　　月　　日  筑西市長　　様  （届出者）住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　印  電話番号  土地の埋立て等の施工を開始するので、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第１０条の規定により、次のとおり届け出ます。 | |
| 許可を受けた年月日及び許可の番号 | 年　　月　　日　　　指令　　　第　　　号 |
| 開始（予定）年月日 | 年　　月　　日 |
| 備　　考 |  |

様式第１１号（第１４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の埋立て等に関する標識 | |
| 許可を受けた年月日 及び許可の番号 | 年　　月　　日　　　指令　　　第　　　号 |
| 土地の埋立て等の目的 |  |
| 事業区域の位置 |  |
| 施工者等の住所、 氏名及び連絡先 | （施工者）  住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）  連絡先  （施工を請け負う者）  住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）  連絡先  　施工管理者の氏名 |
| 施工期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 事業区域の面積 | ㎡ |
| 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量 | 発生場所  予定数量　　　　　　　　　　㎥ |

(注)　縦は９０センチメートル以上、横は１２０センチメートル以上とすること。

様式第１２号（第１５条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土砂等の搬入量報告書 | | | | |
| 年　　月　　日  筑西市長　　様  （施工者）住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　印  電話番号  　　　　　　年　　月　　日付け　　　　　第　　　号で許可を受けた土地の埋立て等の施工において搬入する土砂等の量について、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第１３条の規定により、次のとおり報告します。 | | | | |
| 事業区域の位置 | 筑西市 | | | |
| 事業区域の面積 | ㎡ | | | |
| 今回の報告に係る期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで | | | |
| 土砂等の発生場所 |  | | | |
| 土砂等の発生に係る 場所、事業名及び 発生させる者 |  | | | |
| ①　搬入予定の総土量  (㎥) | 前回累計土量  (㎥) | 今回搬入土量  (㎥) | ②　累計土量  　　(㎥) | 割合（②/①）  (％) |
|  |  |  |  |  |
| 添付書類 | □　事業区域の土砂等の埋立て等の状況が確認できる写真 | | | |
| 備　　考 |  | | | |

様式第１３号（第１７条関係）

土地の埋立て等施工管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （施工者）住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）  電話番号  （事業区域）所在　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　、面積　　　　　　　　㎡ | | | | | | |
| （記録者）　　　　　　　　　印 | | | （記録日）　　　　年　　月　　日 | | | |
|  | 土砂等の搬入者 | 車両番号 | 運転者名 | 搬入時刻 | 退出時刻 | 備　考 |
| 1 |  |  |  | ： | ： |  |
| 2 |  |  |  | ： | ： |  |
| 3 |  |  |  | ： | ： |  |
| 4 |  |  |  | ： | ： |  |
| 5 |  |  |  | ： | ： |  |
| 6 |  |  |  | ： | ： |  |
| 7 |  |  |  | ： | ： |  |
| 8 |  |  |  | ： | ： |  |
| 9 |  |  |  | ： | ： |  |
| 10 |  |  |  | ： | ： |  |
| 11 |  |  |  | ： | ： |  |
| 12 |  |  |  | ： | ： |  |
| 13 |  |  |  | ： | ： |  |
| 14 |  |  |  | ： | ： |  |
| 15 |  |  |  | ： | ： |  |
| 土地の埋立て等の施工に係る作業の内容等 | |  | | | | |

様式第１４号（第１９条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の埋立て等の変更許可申請書 | | |
| 年　　月　　日  筑西市長　　様  （施工者）住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　印  電話番号  年　　月　　日付け　　　　　第　　　号で許可のあった土地の埋立て等に係る事項について、次のとおり変更したいので、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第１７条第１項の規定により、申請します。 | | |
|  | 変更前 | 変更後 |
| 変更の内容 |  |  |
| 変更の理由 |  | |
| 添付書類 | □　変更に係る事項に関する書類 | |
| 備　　考 |  | |

様式第１５号（第１９条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の埋立て等の軽微な変更届出書 | | |
| 年　　月　　日  筑西市長　　様  （施工者）住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　印  電話番号  　　　　　年　　月　　日付け　　　　　第　　　号で許可のあった土地の埋立て等に係る事項について、次のとおり軽微な変更をするので、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第１７条第３項の規定により、届け出ます。 | | |
|  | 変更前 | 変更後 |
| 変更の内容 |  |  |
| 変更年月日 | 年　　月　　日 | |
| 添付書類 | □　変更後の土地の埋立て等に用いる土砂等に係る発生場所の現況平面図及び写真（当該土砂等の写真を含む。）並びに予定容量計算書  □　変更後の事業区域における土地の埋立て等を施工した後の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図 | |
| 備　　考 |  | |

様式第１６号（第２０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

土地の埋立て等に係る変更許可・不許可決定通知書

（施工者）

　　　　　　様

筑西市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった土地の埋立て等に係る事項の変更については、次のとおり　許可　・　不許可　することと決定したので、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第２０条第２項の規定により、通知します。

１　許可に係る事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更前 | 変更後 |
| 変更の内容 |  |  |
| 備　　考 |  | |

２　不許可に係る事項

|  |  |
| --- | --- |
| 不許可の理由 |  |
| 備　　考 |  |

（教示）

この決定に対する審査請求及び取消訴訟の提起に係る教示については、別紙のとおりです。

様式第１７号（第２１条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の埋立て等廃止（休止）届出書 | |
| 年　　月　　日  筑西市長　　様  （施工者）住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　印  電話番号  年　　月　　日付け　　　　　第　　　号で許可のあった土地の埋立て等を廃止（休止）するので、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第１８条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。 | |
| 施工期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 廃止年月日 | 年　　月　　日 |
| 休止期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 廃止（休止）の理由 |  |
| 添付書類 | □　土地の埋立て等の廃止の場合は、廃止後の事業区域の構造に関する図面  □　土地の埋立て等の休止の場合は、事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面 |
| 備　　考 |  |

様式第１８号（第２１条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の埋立て等再開届出書 | |
| 年　　月　　日  筑西市長　　様  （施工者）住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　印  電話番号  年　　月　　日付けで休止を届け出た土地の埋立て等を再開するので、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第１８条第５項の規定により、次のとおり届け出ます。 | |
| 許可を受けた年月日及び許可の番号 | 年　　月　　日　　　指令　　　第　　　号 |
| 休止期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 再開（予定）年月日 | 年　　月　　日 |
| 備　　考 |  |

様式第１９号（第２２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の埋立て等完了届出書 | |
| 年　　月　　日  筑西市長　　様  （施工者）住所（所在）  氏名（名称及び代表者名）　　　　　　　　　印  電話番号  年　　月　　日付け　　　　　第　　　号で許可のあった土地の埋立て等を完了したので、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第１９条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。 | |
| 施工期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 完了年月日 | 年　　月　　日 |
| 添付書類 | □　完了した事業区域の構造に関する図面及び写真 |
| 備　　考 |  |

様式第２０号（第２３条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

土地の埋立て等許可取消決定通知書

（施工者）

　　　　　　様

筑西市長　　印

年　　月　　日付け　　　　　第　　　号で許可のあった土地の埋立て等については、次のとおり許可を取り消すことと決定したので、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第２３条の規定により、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 取消しの理由 |  |
| 備　　考 |  |

（教示）

この決定に対する審査請求及び取消訴訟の提起に係る教示については、別紙のとおりです。

様式第２１号（第２４条関係）

（縦６センチメートル、横９センチメートル）

（表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 身　分　証　明　書  第　　　　　号   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 写　　真 | | |  | | 縦　３cm | | | 所　属 | | 横　２cm | | | 職　名 | |  | 筑 |  | 氏　名 | |  | 西 |  | 年　　月　　日生 | |  | 市 |  |  |   上記の者は、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第２４条第１項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。  年　　月　　日  筑西市長　　印 |

（裏）

|  |
| --- |
| 筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の抜粋  （立入検査）  第２４条　市長は、市職員に、事業区域又は土地の埋立て等に係る現場事務所その他土地の埋立て等に係る業務を行う場所に立ち入らせ、当該区域又は土地の埋立て等の施工その他の行為の状況、施設、帳簿、書類等の物件を検査させ、若しくは必要と認める資料等の提出を受けさせ、又は土地の埋立て等に関係する者に質問させることができる。  ２　前項の立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、立入検査を受ける者から請求があるときは、これを提示しなければならない。  ３　第１項の規定による立入検査の権限は、この条例の施行に必要な限度において行使するものとし、及び犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |